福岡市立歴史資料館研究報告　第八集　　一九八四年三月

青柳種信の考古資料（三）

――金印に関する資料――

後藤　直

本館所蔵青柳種信資料中の考古学関係資料には、「漢委奴国王」金印に関する次の資料がある。

(1)　後漢金印略説　種信自筆草稿二種
(2)　漢封金印記　村山広撰　写本
(3)　後漢金印管見　蘭陵関懿撰　写本
(4)　金印弁、金印弁或問　亀井南冥著　写本

(1)は種信が伊能忠敬に贈った『後漢金印略考』の草稿二種類である。成稿『後漢金印略考』の内容はすでに言及されている。[1]

(2)と(3)はこれまでにしられていない金印に関する著述である。

(4)は、金印の保存に尽力し最初に金印の考証を行った亀井南冥の周知の著述で、原本は福岡市美術館に所蔵されている。

ここでは(4)を除く各資料について紹介する。ただし(1)〜(3)は金印についての解釈をのべた資料で、金印の出土地点・出土状況など金印発見の事情についてはなんら新しい知見をもたらすものではない。

一、青柳種信『後漢金印略説』

これは種信が伊能忠敬の要望に応じて書き贈った『後漢金印略考』の草稿である。伊能忠敬は文化九年（一八一二）から翌年にかけて九州の測量を行い、種信は藩命によりその案内役となった。この時忠敬が宗像宮の社実を問い、また金印についての説を求めたのに応じ、種信は『宗像宮略記』と『後漢金印略考』を著し贈ったのである。この間の事情は両書の自序と大熊浅次郎が引く『柳園年譜』にくわしい。[2]

種信が忠敬に贈った『後漢金印略考』の原本と、藩庁に差出した副本はいずれも現存していないようである。[3] 写本は福岡県立図書館（旧井本文庫蔵）と神宮文庫図書館にのこっている。また、明治十年頃にできた『福岡県地理全誌』巻之一百二十四の志賀島村の条に

は、本文若干個所と割註一一箇所ほどを除いて、ほぼ全文が引用されている。

神宮文庫図書館本はみていないが、県立図書館本には旧蔵者、井本進氏の筆で「山崎昌太郎氏の筆写」と記した罫紙が付せられている。[4] この写本は青柳家に伝えられた控えによると思われる。[5]

この『後漢金印略考』の草稿は二種類あるので、便宜上第一草稿、第二草稿とよぶ（図版一～五）。

第一草稿は約二七・五×三八cmの五紙を袋綴したもので（一枚は表紙）、表題は『後漢金印略説』となっている。第二草稿は約二八×四一・六cmの七紙を袋綴したもので（二枚は表紙と裏表紙）、表紙表題は『後漢金印略説考』だが、本文表題は『後漢金印略説』で、第二草稿推敲中に「説」から「考」にかわったことを示している。

第一草稿には抹消部分はなく、欄外注記が二カ所ある。第二草稿には抹消、挿入、欄外注記が多い。論述の骨子、順序は両草稿に大差はない。第二草稿と成稿（福岡県立図書館蔵写本）は、前者の抹消部分と後者のやや長い割注一カ所および欄外注記二カ所を除くと、文章、論述の順序はほぼ同じである。したがって第一草稿を増補したのが第二草稿で、これに若干手を加えつつ浄書して成稿を得たと考えられる。

『後漢金印略考』の内容は大谷光男氏が言及し、金印研究史上での位置づけも明らかである。[1] ここでは種信の論旨に多少言及するにとどめる。

金印発見直後、印面の「委奴国」を亀井南冥や竹田定良らはヤマトノクニとよみ、また日本の古号と考えた。[6] これは金印発見以前からある『後漢書』東夷伝などの倭奴国を大和国つまり日本を指すとする松下見林（一六三七―一七〇三）らの説（この説は古く『日本書紀』にさかのぼる）と同じである。[7] 一方、金印発見の同年にはすでに、藤貞幹や上田秋成らが委奴国＝怡土国＝伊都国説を主張し、以後幕末までは、金印は伊都県主が私的に漢から受けたとする考えが主流であった。[8] この主張は国学の立場からは当然の説であった。種信が『後漢金印略考』を著したのは金印発見後二八年めで、すでに伊都国説が主流となっていた頃である。国学者種信もむろん伊都国論者であった。

伊都国説を主張するにあたって種信は、金印は『後漢書』東夷伝にみえるとおり光武帝が与えたもので、与えた相手の国号が「委奴国」であったからこそ印面に「委奴国」と刻んだのだとして、委奴国と『後漢書』以下の史書にみえる「倭国」＝「皇国の惣称」とを峻別する（以下引用はとくにことわらない限り成稿による）。この時種信の念頭には南冥や竹田定良らの説があっただろう。

音韻論の上では、中国の音韻書にもとづき「倭」字の音は「倭国の時のみ渦音（クワノ）なり漢音クワ呉音ハワなるへし」、また「倭」字には「煨音（キノ）」もあること、しかし「委」字の音は「キ」で「渦音（クワノ）」はないことを示し、「委奴」が「倭奴」にかわることはあっても逆はありえないとする。これは他の伊都国論者とかわりない。

しかし種信はさらに一歩をすすめ、金印にくらべれば、「倭奴国」と記す「後漢書ハ遙（ハルカ）に年経て宋の范曄か記せし物なれハ其頃かく字

を誤りたるか、通昔なる故に委を倭と（倭を委と書といふ説には本末の違あり。下に示すへし）作るか。さらは後漢書の倭奴もキドと訓へし」、「是をもちて考ふれハ此金印の文を以て後漢書以下諸書の誤ハ弁正すへき」と、金印が同時代資料としての価値がより高いことを強調し、さらに「彼後漢書に倭奴を委奴と作るなとは千古の惑一時に氷解て大に史学に益あり」と金印発見の意義を高く評価する。この点は種信の師、本居宣長の「此印さのみにくむべき物にも候ハズ。又もとよりたふとむべき物にも候ハず。たゞいと〳〵古き物に候へば、めづらかなるを賞して有べきに候也。」（小篠敏宛書簡、天明六年か）という見方とは大いにことなっている。[10]

このような金印の資料価値にたいする高い評価は第一草稿で明確にうち出され、第二草稿と成稿でくりかえしのべられている。なお音韻の考証は第一草稿ではごく簡略だが、第二草稿では抹消・挿入をくりかえし苦心しているさまがうかがえる。

この委奴国を、種信は本居宣長の説（おそらく『馭戎慨言』や『鉗狂人』）を引いて伊都国・怡土国にあてるが、「委と怡と音近し。伊怡と委倭とは開合異なれとも（中略）おほよその似たるをもちて委とは書たるなるへし」と、委と倭の相違に示した厳密さを欠いている。

伊都国については『三国志』魏志倭人伝をひき、そこにみえる「世有王」は国造、別、稲置などに当ると宣長の説を踏襲し、金印を受けたのは『日本書紀』仲哀紀や『筑前国風土記』にみえる怡土県主五十迹手の二〜三代前の祖とみる。

かつて怡土郡に属したことがない志賀島から金印が出土したことについては、「（怡土郡から）志賀島までハわづか海上二里許隔つる地にしあれハ此島も其封疆の内なりしも知るへからず」とのべている。

金印が埋められていた理由を、第一草稿では「いにしへいかなる時にかの島には埋置けむ、今は其よし知らねども」と、なんの推測もしていないが、第二草稿と成稿では「漸皇威海内に赫奕てさる界を越て私に隣国に通せし事も稍止しなるへし。さる故に封冊印授を受しことを子孫なぞの耻悔て、かの海畔に棄たりしか、さもなくは乱世にハ多く重宝の類を隠し埋たる事もあれハさる類にてもあらむか」と、遺棄もしくは隠匿によると推定する。

しかし、出土状況について、おそらく梶原景熙の『金印考文』（享和三年、一八〇三）の「忽有一巨石、発之則三石周匝如匣状、有物在其中」にもとづき「田ノ中に一大石あり。（中略）其下に三石側立て物を囲繞に似たり。（中略）探りて見れは金印一顆あり」と記しているのだから、遺棄説を記すのは矛盾している。[11]

出土地点の地名については、志賀島の「南辺字ハカナノ浜と云処」で、「加奈浜といへるハ金印を埋たりしよしの字なるへし」と推測をたくましくしているが、これは亀井昭陽の『題金印紙後』（文政七年、一八二四）にもみえる（「其地曰加奈浜、加奈邦言猶金、蓋因印名之也。」）。これらは『甚兵衛口上書』に記された発見地「叶の崎」とはことなる。「叶の崎」は元禄十年（一六九七）の弘浦と志賀島浦との漁場に関する定めにみえる「かなの崎」にあたろう。[12]「かな」に、

金印発見により「金」をあて、種信や昭陽ののべるような地名由来があらわれたのであろうか。[13]

なお、発見直後この金印を「志賀大明神に奉納むとて宮司ノ坊をたのみて神閣を占ふに神慮にかなはぬとて遂に奉納せさりしといへり」という記事がある。これは『甚兵衛口上書』や南冥の文にはみえない。また第一草稿にはなく、第二草稿にはじめて出る。同じ記事は、中山平次郎が引用した阿曇家蔵『筑前国続風土記附録』の「明神の境地より得たる故、神宝とせん事を占ひしに神閣下らざる事再三也といふ。故に府廷に呈けしとなり」だけである。[14] 種信の記事はこれによるのだろうか。当時はこのような発掘品を神社に奉納するのが通例であったから、[15] 右の記事は事実であろう。

このように『後漢金印略考』は金印についての解釈をのべたもので、金印の出土状況、出土地点などについてとくに目新しい情報はない。

執筆以前に、種信は金印関係の文書を写したり目をとおして、金印に関心をもっていたことは確かであるが、[16] 文面からみると執筆にあたって志賀島で実地調査を行ってはいないようである。種信が『筑前国続風土記附録』再吟味を命ぜられたのは文化一一年（一八一四）頃のことで、そのために筑前国内を巡見したのは、記録によれば文政三年から文政八年までである。文政八年には表粕屋郡をまわるが、[17] 志賀島のある裏粕屋郡を巡見したかどうかはわからない。また『筑前国続風土記拾遺』は志賀島の記述を欠いている。したがって種信を通じて金印発見の事情についての新知見は期待できない。

以下、福岡県立図書館蔵写本により『後漢金印略考』の全文を掲げる。なお割注は［　］に入れ、頭注は※印を付して末尾に記す。

後漢金印略考

天明四年甲辰二月廿三日戊申筑前国那珂郡志賀島の農夫同島の南辺字ハカナノ浜と云処の田を耕しけるか田ノ中に一大石あり。耘耕に妨なれはとて是を掘除けしが其下に三石側立て物を囲繞に似たり。農夫恠みて鍬を入て土を揮ふに土の中に声ありて地に落る物あり。探りて見れは金印一顆あり。農夫はじめハ其何物と云ふことを知らず。後に金印なることを知りて国庁に献せり。其質黄金、方七分八厘、厚三分、高四分、重二両九銭、蛇紐なり。其文に漢委奴国王の五字あり。白文にして篆体奇古なり。千古の物なることは固より論なし。按るに後漢書東夷伝曰、建武中元二年倭奴国奉貢朝賀。使人自称ニ大夫ト。倭国極南界也。光武賜以ニ印授ヲ云云と見へたり。此たび掘出たりし金印ハ即光武の賜たりし印なるへし。然るに其印文に委奴とあるを、後漢書に倭奴と作るハ委と倭と同音なる故に通して書たるとのみ思ふハ委しからず。［倭字委音あれとも委字に倭音あることなし。］其後の彼国の書等に何れも倭字をのみ用ひて委字を作ることなし。因りて後世誤りて倭国と倭奴国とを共に皇国の惣称とハ思へる也。いかにと云ふに、金印ハ即チ光武の賜ふところにして、其世にして正しく其国に與ふる物なれハ、倭国ならむからに倭とは書すして、同字なから音の別なる字を撰出て通音なりとて委字を書へき物かは。其国号素より委奴国な

る故にそ印文も然書たるなれ。是倭国と委奴国とは別なる明證なり。

[さるを印刻家の説に、漢印章因二秦制度一、変二摹印篆一而為二増減改易一也、倭作レ委是則増減之意也と云へるも、倭国と倭奴国とを一ツと思ふより、後漢書の倭ハ其本ハ委なることを悟らぬ論なり。変二摹印篆一而為二増減一を云ふは、さることも古印譜等に見へたれとも、渦と委と音別なる字を用ふへき物かハ。此事ハ次〻〻いふを見べし。]

後漢書ハ遙に年経て宋の范曄か記せし物なれハ、其頃かく字を誤りたるか、又通音なる故に委を倭と[倭を委と書といふ説にハ本末の違あり。下に云ふへし。]作るか。さらは後漢書の倭奴もキドと訓へし。

范曄も委奴国ハ倭国の内の地名なれハ委ハ即倭ならむとて倭奴とせしなるハ是も誤なるへし。

説文曰、倭从人委声於為切、委从禾於偽切。玉篇云、倭烏禾切国名と始めて見へたり。倭字、六書正偽に倭烏禾切、女王国名云云。又康熙字典云、倭云云、広韻、集韻、韻会、正韻並烏禾切音渦、前漢地理志楽浪海中有二倭人一、分二百余国一、師古註魏畧云、倭在二帯方東南大海中一云云皆倭種。又広韻烏果切、集韻鄔果切、並音婐と見へたり。是倭国の時のミ渦音なり[漢音クワ、呉音ハワなるへし。]

上に引たる前漢地理志、魏畧共に只倭或ハ倭人とのみありて倭奴とはなし。是にても別なるを知るへし。この外、倭字をハ字書に於為切、音煨と見へ、又説文に順頒、詩小雅に周道倭遲、逶迤、※1委蛇と通用たり。いつれも煨音なり。又委ハ字典に、広韻於詭切、集韻、韻会鄔毀切、並音骫、又集韻於偽切音萎、又広韻於為切、集韻邕危切、並音逶なと見へて、委字ニ渦音あることハ何の字書にも見へず。同字なからも倭国の倭には委字通用することなしと知べし。しかれハ倭国の倭を通音なる故に委奴とするといふ説ハ誤なり。是をもちて考ふれハ此金印の文を以て後漢書以下諸書の誤ハ弁正すへきことなるを、却りて通音なる故に倭を委に作るといひて、正しく委とあるをも強て音異なる倭と同義とせんとするハ、本末の達を弁へさる忘謬の甚しき物なり。

又字義を論する者ハ、倭国を賤しめ侮て奴隷とする称也といふハ、※2拠もなき憶説にして論ふに足らす。凡西土にて、皇国の諸国のことを記せる、皆字義を用て名称たるハなくて、魏志に出たる各国の名とも皆皇国人の称する詞を直に此方の仮名の如く音を連ねて訳したる物なり。彼津島を対馬、松浦を[肥前国松浦郡]末盧、大和を邪馬臺と書く類なり。[此外四方の各国みな多く此例なり。又皇国を倭と称せし事、上代皇朝にてハ更に無きことなるを、いかなる故にて彼国にて称し来るやしからねとも、前漢地理志に楽浪海中有二倭人一といへれハ、彼国にて皇国のあることハ始て韓人の語にて知りたりと見へたり。しかれハ其原ハ韓語に出たるも知へからす。旧説に吾邦之人初入漢、〻問謂汝国名如何。吾答曰謂二吾国一耶。漢人即取二吾字之初訓一命レ之曰レ倭と見へたれとも、いかゝあらん。しかるに唐書の日本伝に咸亨元年云云後稍習二夏音一悪二倭名一更号二日本一といへるも彼国人の推量なり。本より皇国にて倭号なけれハ、不雅なりとても何そ改むへき。開闢の始より吾ハ吾名号あり。何そ異邦の称を仮らんや。倭を後に同音の和に改められしハ悪レ不レ雅にてもあるへし。日本の号ハ倭の義に係ることハなきものをや。此外論すへき事甚多かれともいたづがはしけれハこゝに畧しぬ。]これを推て字義に與らさる事を知るへし。本居翁曰、倭奴国ハ皇国の惣号に非す。後漢書に倭国極南海也とあれハ倭国の内の南辺なる一所の地名なること明也。同書に倭在二

韓ノ東南大海中ニ、依テ山島ニ為レ居ヲ、凡百余国、自ニ武帝滅ニ朝鮮ヲ使駅通スルニ於漢ニ者三十許国、ミ皆称レ王ト、世ミ伝レ統ヲ、其大倭王居ニ耶馬臺国ニ云云といへり。此委奴国も右の三十許国の中の一にして、いにしへ国造クニツミヤツコ別ワケ、稲置イナギなどいひたりし人の辺陲に跋扈バッコしたるか所為といはれしハ、誠に千載の確論なり。彼後漢書に大倭王といへるそ正しく皇朝の御事をさし申にてハ有ける。倭と倭奴とを共に皇国の惣号とせハ、かの倭国の極南界也といへる文をハいかゞ説へきそや。［松下見林か倭国極南界也と点せしハいかなる強言なり。］しかるを唐書の日本伝に日本ハ古倭奴也とかけり。これ彼国にて誤の濫觴にして、其後ハ倭漢の諸儒伝へて察せす。遂に今日に及ふのみ。［凡西土にて皇国の事を記すこと前漢地理志に始り、後漢東夷伝ハ多くハ魏志の倭伝にかりたり。晋書の倭伝ハ全く魏志をとりて文を省略して甚麁なり。独魏志のみ詳なるに似たれとも、伝聞の謬等ハあげてかぞふるに暇あらす。唐書の日本伝に至りてハ遣唐使の往来も繁かりしに因りて、稍皇国の事実を得たりと云へし。されとも猶推量の附会ハ逸れさる也。近代の明史の日本伝すら違へる事の多を見て、彼国歴史ともの異国の事蹟にハ妄謬多き事を知るへきなり。］懸まく畏ルれとも吾皇国開闢の初、神明統を垂れ玉ひ天壌無窮の基を開玉ひしより以来、君臣道明らかなる事、世界万国の中何れの国か企テ及へき。吾天皇ハ即真天子におはしまして、異国の今日売レ履明日踐レ祚者と年を同して語るへからす。固モトヨリ彼封冊を受け玉ふへき物かハ。其事ハ倭漢の歴史を照し合せて弁ふへし。［前漢以来の封冊ハ皆かの百余国の王等或ハ吾韓の日本府の卿なとの使と知るへし。］隋煬帝に至りて社初テ天朝の大御使ハ遣サレける。此事倭漢の書に歴ミたれハ云ふに及はす。されハ唐書の日本伝

※3

※4

に、用明亦曰ニ目多利思比孤ニ直ニ隋開皇末ノ□与ニ中国ニ通ス、と見へたれハ、前史に吾使といふ者の皆辺陲の酋長等の使なりし事ハ、唐にても此時初めて知たるなるへし。［しかるに吾国に産れ吾国の書を見なから猶此封冊のことを悟らぬ人あるハいかなる惑そや。］さて其委奴国といへるハ皇国の内いづれの地方そと尋るに筑前国怡土郡なるへし。委と怡と音近し。伊怡と委倭とは開合異なれとも［伊怡ハ韻鏡開転に属して開口音なり。委倭ハ韻鏡合転に属して合口音なれとも、唐司業張参か吾径（五邑）文字に倭一皮反、又於危反と見へたれハ、平声にて開転に属すへきか。此事ハ猶能勘へき事也。夫ハともあれ異国人の語を聞て訳せんにハ開合の混ヒなどハあるへきなり。］おほよその似たるをもちて委とハ書たるなるへし。皇国にても今の世によく人の混ヘてかくことなり。其極南界といへるハいかゝと思ふ人も有るへけれとも、九国の地ハ凡皇国の極西南界なれハ是もさのみ違ふへからす。［地理の事ハもとよりにて、其外にも伝聞の誤多き事ハ近代の明史なとを見ても知へし。悉く挙るに暇あらす。］怡土郡をは魏志には、伊都国官曰ニ爾支ニ、副曰ニ泄謨觚柄渠觚ニ、有ニ千余戸ニ、世有レ王、皆統ニ属女王国ニ、郡使往来常所レ駐、とあり。世有レ王といへるは即怡土県主をいふなるへし。官曰ニ爾支ニといへるは爾支ハ主なるへし。［東国の人ハ今も主といふ事を爾支といふ也。］そは県主なとの主にて官といふにはあらねども、貴人をさしいう称なれハ、自官の如く思へるなるへし。泄模觚柄渠觚ハいまだ考へす。此県主の祖ハ高麗国王の王子なりしよし見へたれハ、素より異国人なるゆゑにはやく漢にも通せしなるへし。［そのかみ辺鄙にて威福を呈せんとて西土に朝して其声息を借しなるへし。］かゝれハ前漢書の地理志に、楽浪海中有ニ倭人ニ、

分為百余国、以歳時来献見、いへるも、三十許国の国王等にして、この県主か類なりし事を知るへし。[近世の平壌録といふ書に薩摩王、中国安芸王、豊後王などいふ事すらあるなり。] 上世の封建の世の国造、別、稲置なと云へりし者、又近世の諸大名をも彼国の人ハ王といひて、其王といへるハ必皇朝世々の天皇を奉申にハ非さるを諭るへし。其百余国といへるハ、旧事紀の国造本紀を見て其国々の多なりし事を知べし。さて怡土県主の事ハ日本紀仲哀天皇の御巻に見へ、又筑前国風土記曰、怡土郡、穴戸豊浦宮御宇足仲彦天皇、将レ討二球磨噌唹一、幸二筑紫一之時、怡土県主等祖、五十跡手、聞二天皇幸一、抜二取五百枝賢木一、立二于船舳艫一、上枝掛二八尺瓊一、中枝掛二白銅鏡一、下枝掛二十握劒一、参二迎穴門引島一、献之、天皇勅問何誰人、五十跡手奉曰、高麗国意呂山自レ天降来日桙之苗裔五十跡手是也、天皇於斯誉二五十跡手一曰二恪乎一、[謂二伊蘇志一]五十跡手之本土可レ謂二恪勤国一、今謂二怡土郡一訛也。[怡土ハ元来此郡の古名なるへし。五十跡手といふもこの地名より出たる名なり。しかるに此たび、天皇の西征に元従の功あるによりて恪乎とのり給ひて、やがて美号を賜りて、伊蘇志の国と名つけ玉へり。さるを後世にハ猶昔の称によりて怡土といふハ訛たるとなるべし。怡土、伊蘇音近きにより転してまた古昔の名にかへりしにもあるへし。此頃或人の説に、仲哀天皇征二西海一也、怡土県主五十跡手、奉二兵器玉帛一、以迎二大駕一。蓋五十跡手本韓人也。嘗通二西土一、受二其封冊一、佩二其印綬一、号二委奴国王一、而西土寇乱漢民失勢、於是五十跡手効二西土之漢帝一、而僭自称二委奴帝一矣、委奴帝訳則五十跡手也、五十跡手当二大駕西征一恐而降焉、天皇憫二其帰化一授以二県主一、以二其地委奴帝之所居一遂曰二委奴一、後改為二怡土一、風土記追書者欤、ともいへり。] と見へたり。かくて此の五十跡手か遠祖の世より、勢強大にして皇朝に仕奉りながら、又漢土にも通したるなるへし。[足利氏の封冊を受けられしも此類なり。] 後漢光武の世は皇朝にては垂仁天皇の頃に当りたれハ、金印を受たりしハ五十跡手より二三代も前つかたなるへし。魏志の頃ハ神功、応仁の大御代にしあれハ、彼書に伊都国王といへりしは此の五十跡手かことを指ていへる也。さて昔怡土国といへりし其封彊ハいつこよりいつこそといふことの詳なることハしらねとも、今の怡土、志摩の二郡ハ本より同地と見へたれハすへて怡土国内なりけらし。さすれハ此たひ金印を得たりし志賀島[此島延喜式には糟屋郡に属し今ハ那珂郡に属す。凡諸国に郡郷を置れしハ孝徳天皇より後の事なれハ、其かみ封建の制の世にはいつれに属しけむしられす] までハわづか海上二里許隔つる地にしあれハ、此島も其封彊の内なりしも知るへからす。かく同し国内といふにも殊ニ間近き地に金印の有しにても、倭奴国の怡土国なるへき事を思ふへし。いにしへいつなる世にいかにしてこの島には埋置けむ。[其かみ草昧の世にハ皇威いまだかたはしの国々までは周く及難かりしによりて、熊襲などの族しばしば叛きもし、またおのがどち勢を張むとて隣国に使を遣はして其威をかりたりしなるべし。しかるに神功皇后征韓以後ハ三韓も内属し熊襲等も誅に伏して筑紫に大臣をさして鎮めせしめ玉ひしかバ、漸皇威海内に赫奕て、さる界を越て私に隣国に通せし事も稍止しなるへし。さる故に封冊印授を受しことを子孫などの耻悔てかの海畔に棄たりしか、さもなくは乱世には多く重宝の類を隠し埋むる事もあれハ、さる類にてもあらむか。] 其由ハ知らねども、其掘獲しあたりの字を加奈浜といへるハ、金印を

埋たりしよしの字なるべし。されとも里老のかたり伝もなき社憾なりけり。初此金印を掘出せし時、農民集ひてさま〳〵論へともいかなる物とも名つくるものなし。しかすがに尋常の物ならねは民家に蔵おかむも憚あり。志賀大明神に奉納むとて宮司坊をたのみて神鬮を占ふに神慮にかなはぬ由にて遂に奉納せさりしといへり。前にもいへる如く此金印ハ漢国より皇朝に奉りし物ならぬ事ハ因なれとも、さすがに皇国の彊域ならむ国に漢主の封冊を受たらむをは神明などか悪み給はざらむ。いま大神の此印を受給ハぬは、末世といひながら神威の厳重なること尊むへく、かしこむべし。さて此金印千古の物なるに因りて後世古徴をとること多し。彼後漢書に倭奴を委奴と作るなとは千古の惑一時に氷解て大に史学に益あり。又唐山より来る古印譜の類あまたの世を経て度〻摹刻したる物にしあれハ、旧制に違ふ事も多しといへり。今漢の金印出しより初めて漢制の真を見るといひて摹印家これを貴重ずるを譬に物なし。誠に絶世の珍奇也。建武中元二年より天明四年に到りて星霜千七百二十八年を歴て、今この金印の出たりしハ奇也といふへきなり。

文化九年申十月朔日応

公儀御測量方伊能勘解由之需書之於夜須郡甘木駅旅亭呈進之　　青柳勝次種麿

国府に献す。

文化九年壬申九月　　青柳種信識

〈註〉

※1　倭平声、委去声

※2　漢世朝鮮を滅して楽浪郡を置けり。

※3　吾国天皇を天子とかくことハ初て隋書に見へたり。又近代の略代叢書に、日本天皇称二至尊一とも云へり。天皇と云ふをハ彼国世〻の史に見へたり。朝鮮の海東諸国記ニハ神武崩とも書て、古より異国人共の吾国天皇を尊むこと天子に異なること無なり。近代西洋人の云へるにも吾国を帝国と云ひて、天子、将軍を共にケイヅルと云へり。ケイヅルハ訳して帝といふことのよしなり。

※4　此使のこと用明天皇に非す。推古天皇なり。これも例の伝聞の誤也。開皇も誤也。目多利思比孤の上に阿字脱たるか。これ天足彦という義なるへし。世〻の天皇に多き御名にハあれとも、用明、推古二帝此大御名にハあらぬ物をや。

二、村山広『漢封金印記』

約二五・五×三三㎝の五紙を袋綴した写本である（一枚は表紙）。字体は南冥の『金印弁、金印弁或問』写本（資料4）と同じで、種信の自筆ではない（図版六）。

著者村山広（字は子堂、通称は新兵衛あるいは市衛門、立説と号す）は安永五年（一七七六）福岡藩儒官となり、天明四年藩校創立とともに父子教導となる。文化五年（一八〇八）七二才で没した。村山退斉の父である。[17] 種信は第一回の江戸祗役（天明二年～六年、種信一七才～二一才）の折、天明六年に村山広が桜田邸寄合長屋に開いた学舎に列席し、会読にも参加している。[18]

村山広は金印発見からほどない天明四年夏六月に、江戸に送られ

た印紙のみをみてこの『漢封金印記』を著したことが、その末尾に記されている。

内容はとりたてて言及すべきほどのものではない。金印は光武帝より賜ったもので『日本書紀』紀年からその時の天皇は垂仁天皇だが、「我史不レ載二此時遣レ使事一」とし、「光武英武之主也。非二我自居二藩臣一彼必不レ封也。我若明二小大之分一、而卑レ辞厚レ聘藩自居乎、則封二国王一錫二金印一、比二之当世四裔入貢諸国一、豈不二太栄一乎」。とのべる。しかし、天皇は「畏使当時通二好於西隣一、豈甘二受其封一乎。万々无レ有二此理一已」、だから、光武帝の封を受け、金印を得たのは、『日本書紀』にみえる武埴安彦、狭穂彦、態襲のように、朝廷に従わなかった土豪であるとする。この辺の論証は当時の伊都国説や熊襲説と同様、『後漢書』東夷伝の「百余国」、「使訳通於漢者三十許国」、「倭奴国……倭国之極南界」などの解釈にもとづいている。

三、関懿『後漢金印管見』

種信の自筆ではなく、種信の写本をさらに写したものらしい。約二四・七×三三㎝の六紙を袋綴する（一枚は表紙）。表題は「後漢金印管見」だが、文末には「後漢図章管見」とある（図版七・八）。

本文のあとに種信の短評とともに「寛政元九月十八日以上総国飯野領主保利弾正忠君之庫本書写干東都霞古閣邸中」とあって、二回めの江戸祗役（寛政元年～六年）の最初の年に写したことがわかる。種信にとって寛政元年（一七八九、種信二四才）は、江戸に上る途中松坂に赴き、本居宣長の弟子となった記念すべき年であった。

『後漢金印管見』は、文末に「寛政元年己酉七月　三草教授　蘭陵関懿撰」とあって、金印発見後五年めに執筆されたものである。著者関懿がどのような人物かは判明しない。内容からすれば国学とは無縁の人である。

この著作の内容は、当時の金印に関する議論の中ではやや特異である。

まず金印発見の時と場所、法量を記すが、これはすぐあとに出る井田敬之『後漢金印論』（天明四年五月）などによるのであろう。

つづいて筑前福岡の松田子寛の考えを引く。この松田子寛は福岡にあって金印発見当時金印について一文をあらわしたと思われるが、どのような人物か明らかでない。関懿は、子寛が引く『濫觴抄』と『文献通考』の『後漢書』東夷伝によれば、金印は光武が与えたことになるが、史には詳略があるから「豈以為中元所賜之物哉」と疑問を呈する。ついで紀州藩士井田敬之『後漢金印論』について「論中若謂於皇和不受漢家之印授。則殆麁幾撮空之論矣。」と批判する。理由は、『後漢書』（関は漢書と記す）に「仮印綬之事」が記されているのはそれが事実だからというのである。これは先の「豈以……物哉」と矛盾する。いずれにせよ関は倭、倭奴いずれもヤマトを指すとみていることになる。

そのあと『三国志』魏志倭人伝の条から「景初二年六月倭女王」以下の記事を引用して「是正史所録不誣矣」といいきり、「則漢以来受服色印綬而以為栄明矣。皇和朝廷、凡有大礼、則為用唐服。蓋嘗

拝仮於印綬服色之家為然也」とつづける。ここでも、明言はしていないが邪馬台国＝ヤマトノクニとみている。

つづいて金印そのものにふれて、『史記』封禅書の「官改印章以五字」を引き、金印も五字で、字体からも漢代の印とみられるという。しかしさらに城戸桓（何者か不明）のいう佩印・押印の議論をひいて、金印は佩印でありながらも押印に用いる式だから（その理由はよくわからぬ）、偽造品かあるいは「和邦改鐫以為押印者。而蓋非漢制之物而已」と疑っている。松浦道輔『漢倭奴国王金印偽作弁』（天保七年、一八三六）ほど明快な偽作説ではないが、金印発見直後の懐疑説といえる。

このような内容は国学が否定してやまない中国古典をひたすら尊崇する態度から導かれているといってよい。本居宣長に弟子の礼をとったばかりの若き種信は、筆写のあとに「嗚呼関氏之偏見夫如斯甚哉。廃国史而証異狄之史、以朝礼服唐服為封印之拠。関氏之学棄本撮末、不知彼此其余不足見而已矣」と書きつけずにはいられなかった。

ここに紹介した資料は、すでにのべたように金印とその発見の事情については新しい材料を示すものではない。

青柳種信『後漢金印略考』とその草稿は、種信の金印考証の跡を示し、種信研究の上で欠かせない資料である。

村山広と関懿の写本は、金印研究史上これまでしられていなかった著述とみられる。内容は見劣りするが、江戸時代の金印論議をみる際の一材料となろう。

本稿作製にあたっては、文献解読でいつものように高田茂廣、吉良国光両氏の手ほどきを受けた。大谷光男先生（二松学舎大学教授）には金印研究史について、小島一仁氏（浄国寺住職）には伊能忠敬資料について、井本菊江氏には種信の写本について御教示いただいた。沼田哲氏（青山学院大学助教授）には関懿について調べていただいた。御礼申上げる。

註

（1）大谷光男　一九七四　研究史金印、吉川弘文館

（2）この自序は、すぐあとにのべる福岡県立図書館蔵『後漢金印略考』写本に付せられている。また武谷水城も全文を引用しているが、その引用がなににもとづくかは明記されていない。
『柳園年譜』は、武谷のほかに大熊浅次郎も引用し、いずれも忠敬との交流部分は詳細である。なお『柳園年譜』は一九四五年に空襲で焼失した。
武谷水城　一九一八　筑前の国学と青柳種信、筑紫史談　第16集、pp.21―36
大熊浅次郎　一九三四　筑前国学の泰斗青柳種信年譜の梗概、筑紫史談　第26集、pp.35―47
なお武谷の引く自序と大熊の引く『柳園年譜』は次の論文に転載されている。
筑紫豊　一九七七　福岡藩の国学者青柳種信の研究(一)――その年譜的素描――、福岡市立歴史資料館研究報告第一集　pp.1―69

（3）千葉県佐原市の伊能忠敬資料館にはないことを小島一臣氏（佐原市浄

国寺住職、忠敬研究家）より御教示いただいた。

（4）山崎昌太郎は、種信の次子種春の養子となった和一郎（明治二三年没、六三才）と、種信の長子種正（長野家を継ぐ）の次女佐喜子（大正一三年没、八一才）との間にできた久子の夫で、筑前銀行取締役であった。当館に種信資料一括を寄贈された山崎千泰氏の祖父にあたる。

（5）『柳園年譜』には「但右二冊（『宗像宮略記』と『後漢金印略考』）草稿は別に宿にも書残置候事」とあり、これを引用した武谷はひきつづき「両書共今其の家に現存するは此自筆ならん、既に齟喰して読難き處少からず、旧門人中には之を写し取り置たる人もあらんなれども」、と記す（註（1）前掲論文p.25）。「今其家に現存する」のがここでとりあげる草稿か、成稿の控えかはよくわからない。なお福岡県立図書館蔵写本（旧井本文庫）は、現在井本家に残る『後漢金印略考』写本（井本氏写す）末尾に「本書は福岡市西新町山崎昌太郎氏原本より手写せしをさらに写したるものなり」とあるので（井本進氏夫人、菊江氏の書信による）、この「原本より手写せし」ものと考えられる。したがって、山崎家には青柳家からひきついだ草稿とは別に、成稿の控えが残っていたと考えられる。しかしこの成稿控えが、どうなったかは明らかでない。

（6）註（1）大谷前掲書　pp.70—73

（7）佐伯有清　一九七一　研究史邪馬台国、吉川弘文館、など。

（8）註（1）大谷前掲書　pp.74—77

（9）ここは「委奴を倭奴と作る」とすべきであろう。第二草稿でも成稿と同じく書損じている。なおこの文は第一草稿にはない。

（10）小篠敏（石見浜田藩儒医）は福岡藩の細井金吾（甘棠館師員）から金印について質問を受け、宣長に考えを求めた。それに対する返事である（註（7）佐伯前掲書pp.35—40）。なお、種信は天明八年に小篠敏が長崎にいるのを知り、同僚の長崎祗役をかわってまで訪問したが、すでに帰国後で会えなかった。しかしその後文通はつづいた。細井金吾は宣長・小篠の弟子、種信と親交のあった人で『金印考』を著している。

（11）この文は第一草稿にはない。

（12）本研究報告所収の高田茂廣論文参照（p.6）

（13）金印出土地は『甚兵衛口上書』によれば「叶の崎」である。梶原景熙の考文（享和三年、一八〇三）も「叶崎」としている。「叶の浜」とするのは『筑前国続風土記附録』（寛政十年、一七九八。平岡家本による文献出版刊行活字本、上巻p.233）であり、種信や昭陽はこれによって「かなの浜」としたのであろうか。

なお同じ『筑前国続風土記附録』でも、中山平次郎が引用した阿曇家本では、金印出土地を「叶の崎」としている。

中山平次郎　一九一四　漢委奴国王印の出所は奴国王の墳墓に非らざるべし　考古学雑誌五—二、pp.25—43

また種信の『略考』よりおくれる『続風土記御調子ニ附調子書上帳』（文政三年、一八二〇）では、出土地を「此（叶）ゟ弘にかよふ辺乃溝」と記しながら、これを抹消して「叶ケ崎と申所」と改めている（註（1）大谷前掲書　pp.39—41）。抹消部分によれば、出土地は「叶の浜」に相当しそうである。

ところで現在「叶の浜」は、金印碑の建っている所から北西につづくやひらけたところである。しかし、貝原益軒『筑前国続風土記』志賀島条の「又志賀民屋の西につらなりたる浜を、叶の浜と云」、あるいは『福岡県地理全誌』（明治十年頃か）巻之一百二十四の志賀島村条の「叶浜（カナハマ）、村ノ西民家ニ連リタル浜ヲ云。又野道共云。」という記事からは、金印碑から東、夫婦石崎あたりまでを指すようにも思われる（本研究報告所収高田論文第一図参照）。今後の検討課題である。

（14）註（13）中山前掲論文。

（15）種信資料中の考古学関係資料や『筑前国続風土記拾遺』にもそうした記事がある。

後藤直　一九八三　青柳種信の考古資料(二)、福岡市立歴史資料館研究報告第七集、pp.37—56

(16) たとえば寛政七年とみられる内山真龍宛書簡に「漢和(ママ)奴国王の金印御覧無くば模して送る」とある(註(2)筑紫前掲論文 p.28)。

(17) 福岡県庁史料編纂所 一九四九 福岡藩文学者概伝、福岡県史料叢書第拾輯

(18) 註(2)筑紫前掲論文 p.58。

図版 1

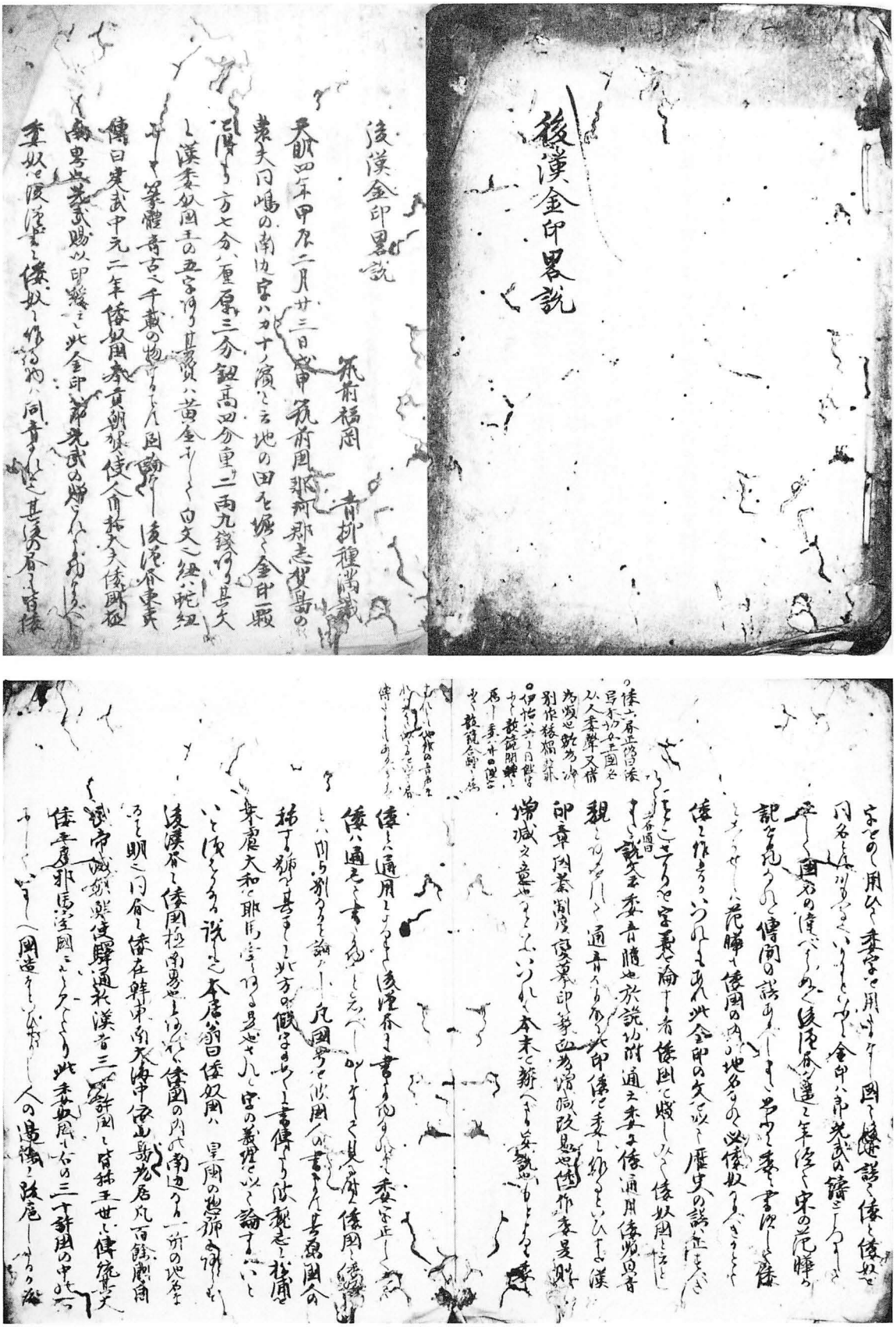

後漢金印略説

青柳種信

後漢金印略説

筑前福岡

青柳種信

天明四年甲辰二月廿三日於筑前国那珂郡志賀島の
農夫甚兵衛の南地宮ハカヲ掘ル地の田を掘ル金印一顆
得る方七分、重原三分鈕高四分重二両九錢ありて甚大
し漢委奴国王の五字あり其質ハ黄金なり白文の印文ハ蛇紐
なり篆体奇古の千載の物なり人国論ハ後漢書東夷
傳曰建武中元二年倭奴国奉貢朝賀使人自稱大夫倭国極
南界也光武賜以印綬と此金印ハ光武の賜ひし印綬なり
委奴ハ後漢書に倭奴と作る物ハ同音なり倭ハ其後の名と皆倭

青柳種信『後漢金印略説』第１草稿（１）

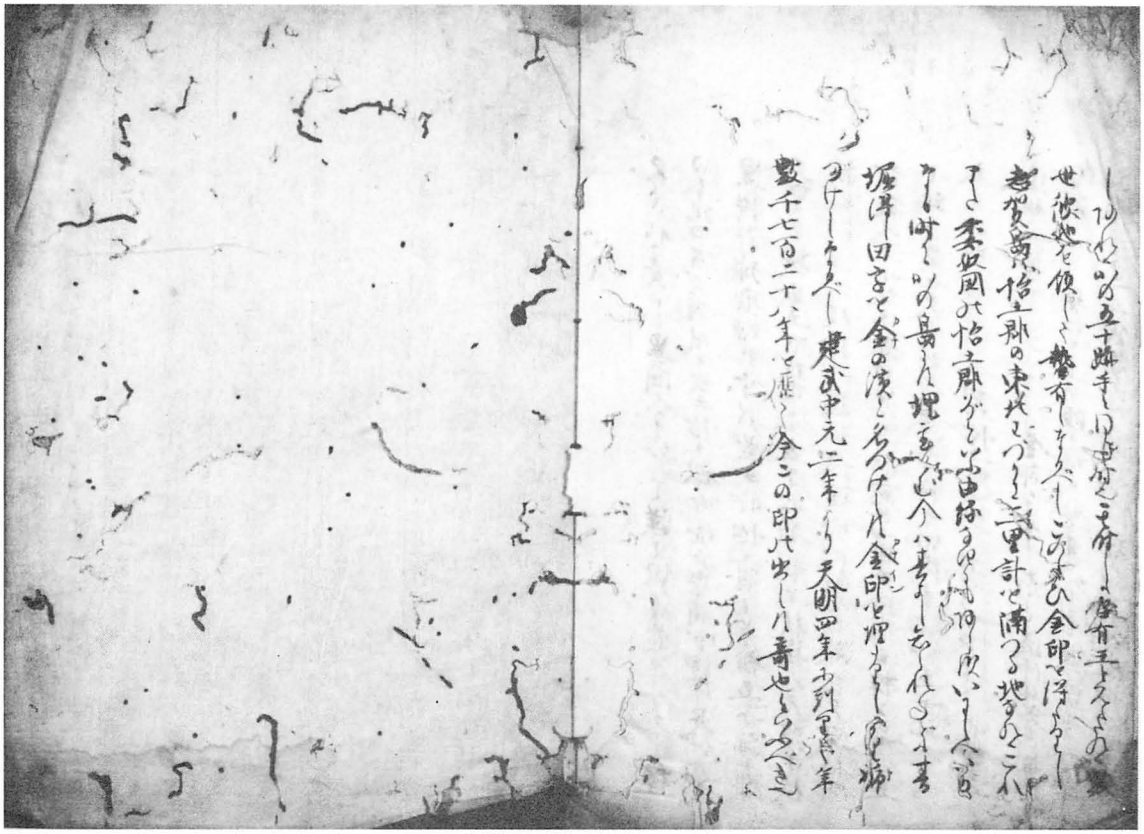

同前（2）

図版 3

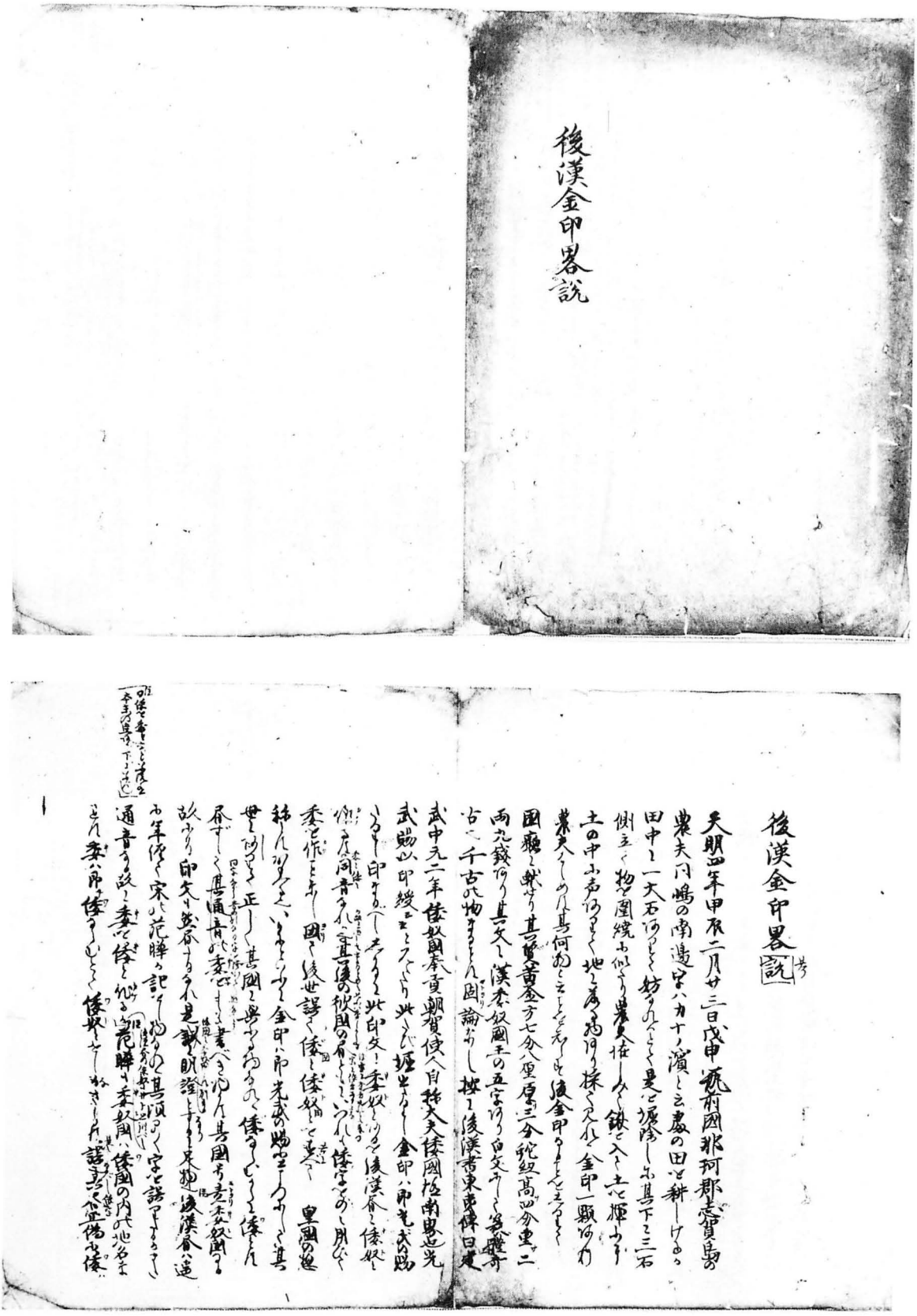

後漢金印畧説

青柳種信『後漢金印略説』第 2 草稿（1）

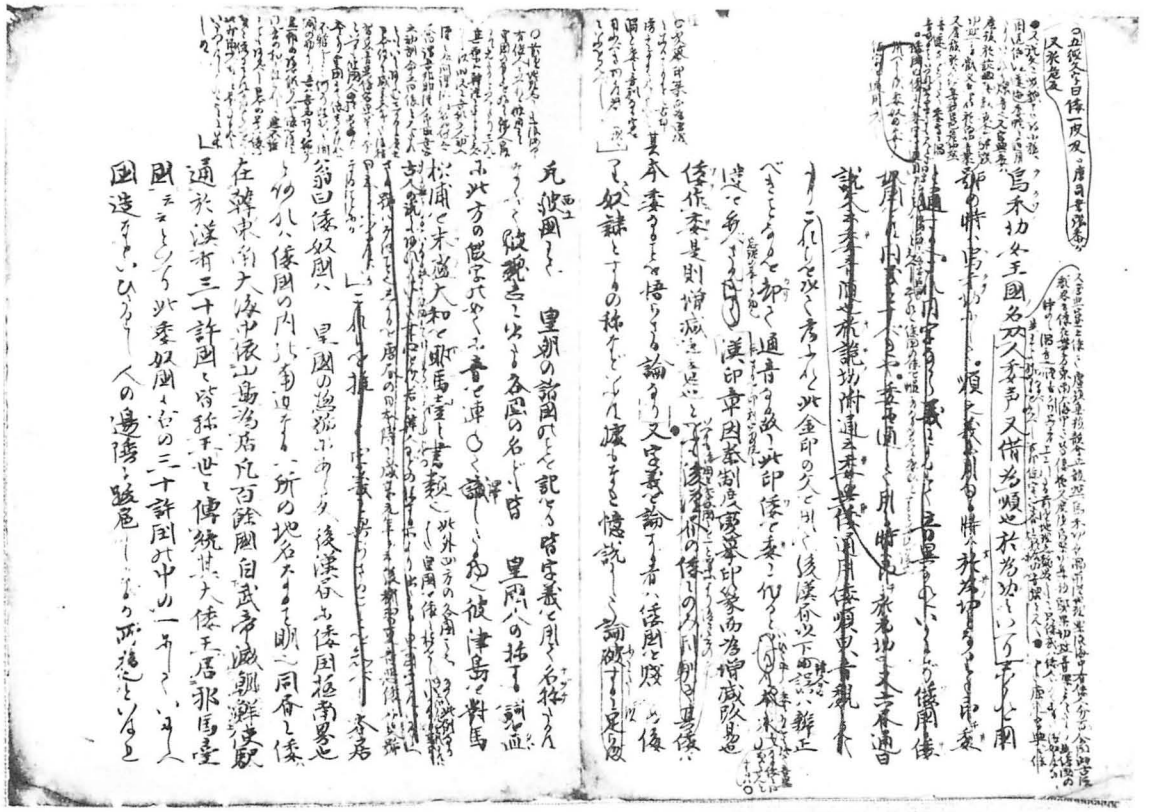

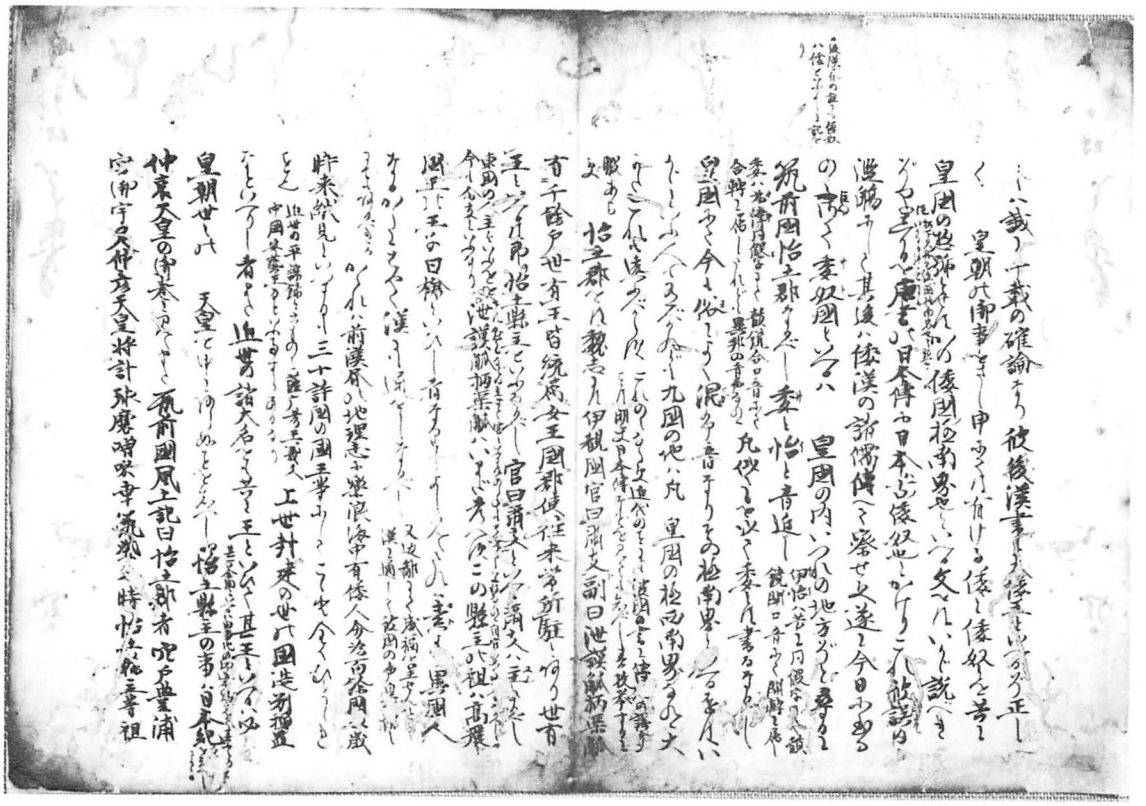

同前（2）

図版 5

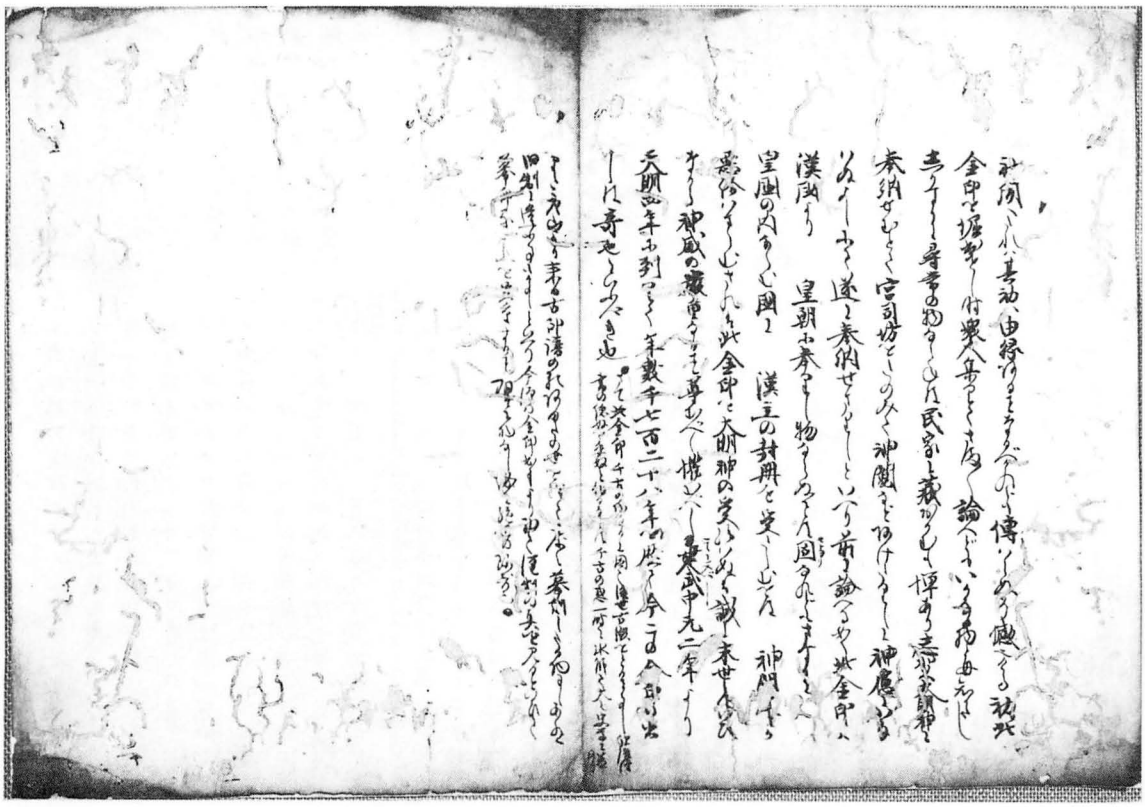

同前（3）

漢封金印記

漢封金印記

筑前國備前　江戸弘山屬撰

右漢倭奴國王印一枚今歲甲辰二月廿三日本國那珂郡志賀島土民因叢掘田畝中一巨石而得之矣乃稟郡廳送以上呈焉由尺度方七分八厘厚三分強高四分磨蝕不齊其重二十九錢小篆自文漢委奴國王五字倭委通用見于書

矣乃我人夫命藏于府庫云後漢書曰光武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南境也光武賜以印綬屬證按光武時當我垂仁天皇之朝蓋此光武所賜也然我史不載此時遣使事其通西土始見

武烈紀而莫有受封印事或曰史之不載蓋諱之也夫遣使于海外大典也光武英武之主也非我自居藩臣彼必不封也我若明小大之分而卑辭屈膝藩自居于則封國王錫金印此之當世四裔入貢請國豈不太榮乎其何諱之爲恭惟我

天皇自統天立極而陛皇統万古乎矣爲一頓之

文采有之關之在後有之彼基業未當事者所以

此倚我若夫者頓之跡代我結褵以降載在方策

明矜皇帝矜天方亦武勝而上之天皇世矜國體

已久既使當時通好於西降豈未受其封乎万〻

无有此理已校史

榮神朝始置四道將軍遣四裔時又海內有若叛

人武埴安彦

垂仁朝有若叛臣狹穗彦

景行朝有若熊襲叛于筑紫乃至

天皇親征其強豪可知其所推无草之統直道因

循其勢有然辭此言之熊襲之來叛私通使于彼

受其王爵有如後世室町氏大內氏那或彼以誇

代之豪具而罵〻要擲如豊臣氏所爲亦未可知

也何以言之按後漢書曰倭在韓東南大海中依

山島爲居凡百余國又曰使譯通於漢者三十許

國皆稱王世〻傳統其大倭王居邪馬臺國是

其所記雖曰重譯其稱王之義可證矣且稱我

天皇曰大倭王則我不受封之義隱然可見矣所

謂三十許國皆稱王是其瀕海土豪如熊襲者私

竊僭號倉蓄藏於海外欲獨熊襲以叛見史則不

叛之熊襲西方有或熊襲在何限漢史不稱倭國

而曰倭奴國之稱倭國之極南境是其非指所謂

大倭者明矣印文可以并證也但年代沸變文獻

之不足竟不可約知何人所受已要之後漢時物

歷千有七百之久幾然存于今日可歎異哉按新

錄載後至元間太郎角頻出歷代王璽歷名家文

改造神字圖書及歷隆平物天以帝王璽重而不

知藏措何間其辭考之印典諸書乃知彼中亦所

无也今閱此印妄雜渾雅乃洽古朴固非換造可

疑則天下寄珍不其然乎世經幾兵燹火在土中

而点畫毫無虧損非鬼神所護安得若新發範乎

於乎我

大東文明之運神物今日露呈我　本國小臣如

愚敬之文藏安得不伸熊雀之慶乎故漫不自揣

謹記其事如此屢唯見其印紙翌之磨蝕爲可疑

請待親精之日言之矣

天明四年夏六月

村山広『漢封金印記』

図版７

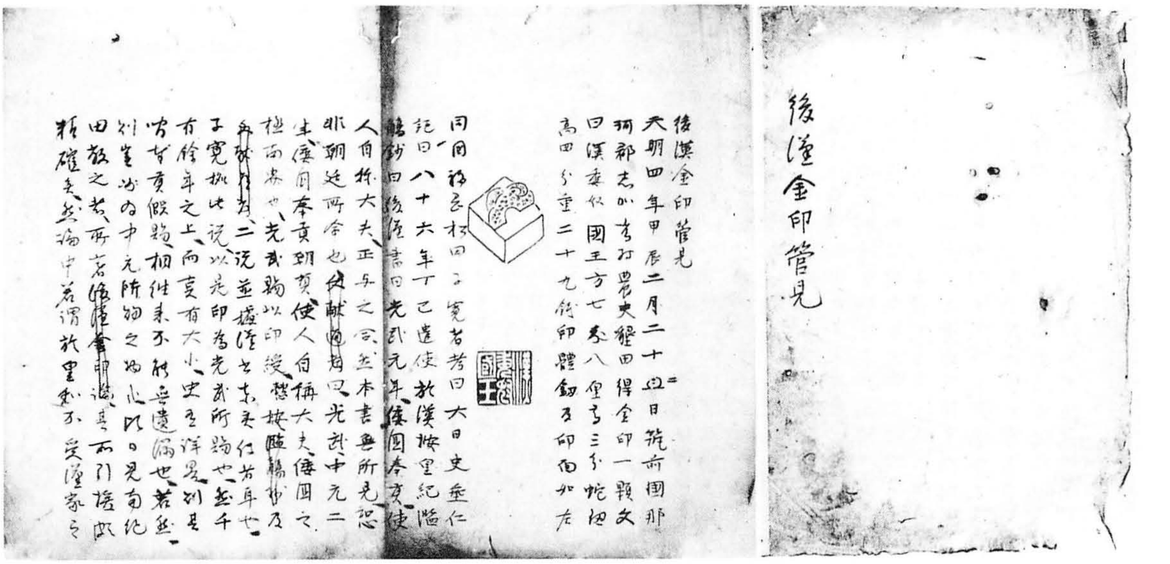
後漢金印管見

後漢金印管見
天明四年甲辰二月二十三日筑前国那
珂郡志賀島村農夫[illegible]田得金印一顆文
曰漢委奴国王方七分八厘高三分蛇紐
高四分重二十九銭印體鈕及印面如左

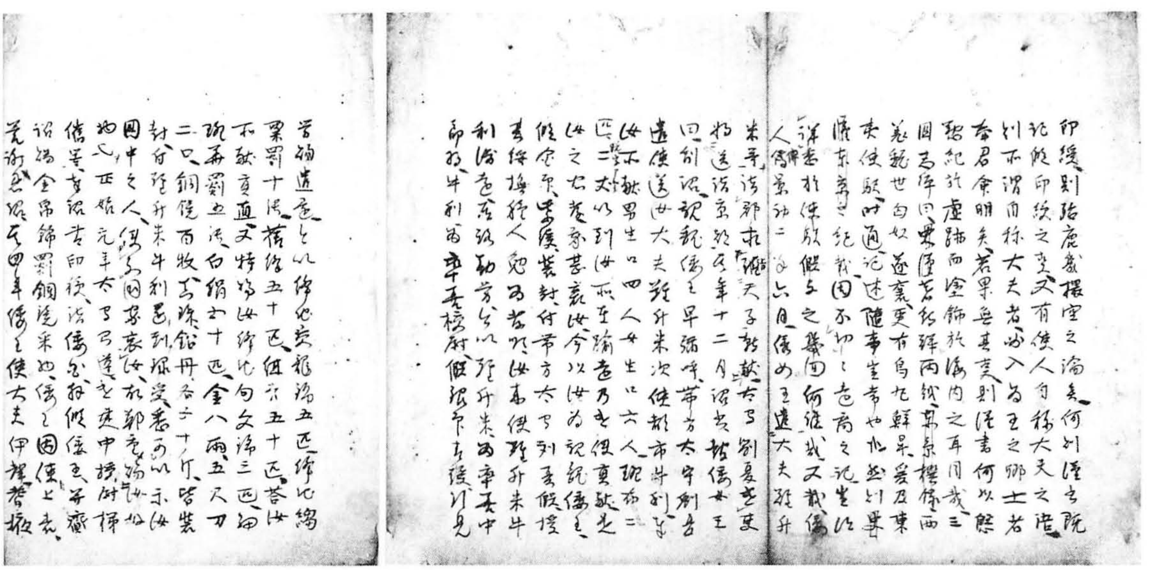

関懿『後漢金印管見』（１）

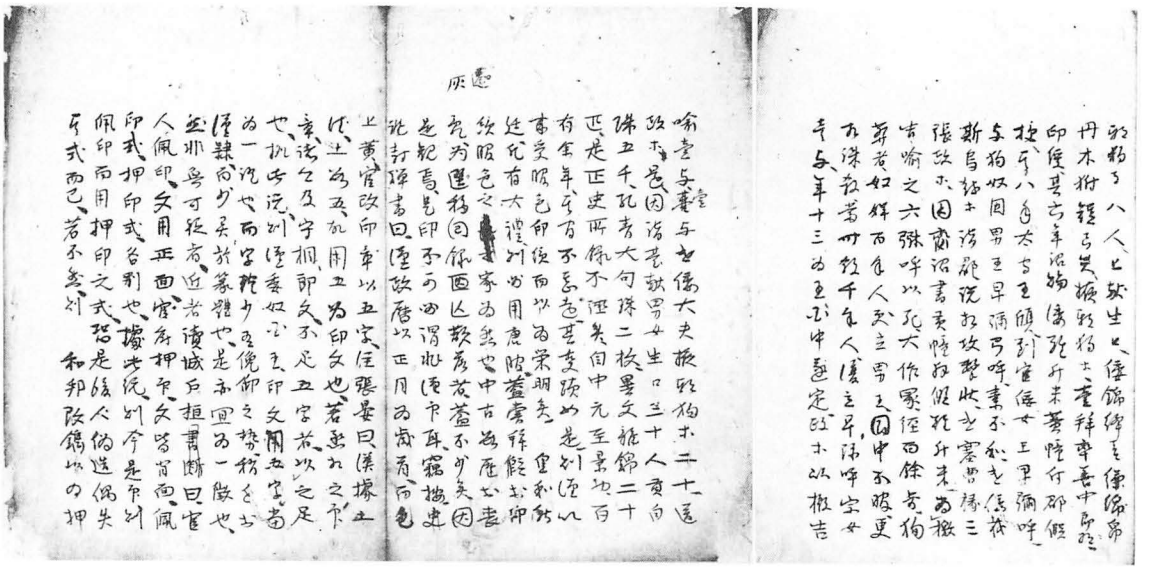

同前（２）